



発行 東京都

目次

○行政書士法による行政処分.....(総務局行政部振興企画課).....一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定.....二

公告

○優良映画等の推奨.....二

.....(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課).....二

○東京都功労者表彰.....(総務局統計部調整課).....三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....三

告示

●東京都告示第千六百三十号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

一 被処分者

(一) 氏名 金坂 滋

(二) 事務所所在地 江東区大島六丁目一番六―三四三号

(三) 所属 東京都行政書士会

(四) 登録番号 第九一〇八〇三一八号

二 処分年月日 平成二十四年十一月九日

三 処分の内容 一月間の業務の停止(平成二十四年十一月十日から同年十二月九日まで)

四 適用条文 法第九条第一項、第十条及び第十三条

●東京都告示第千六百三十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十日

東京都知事代理

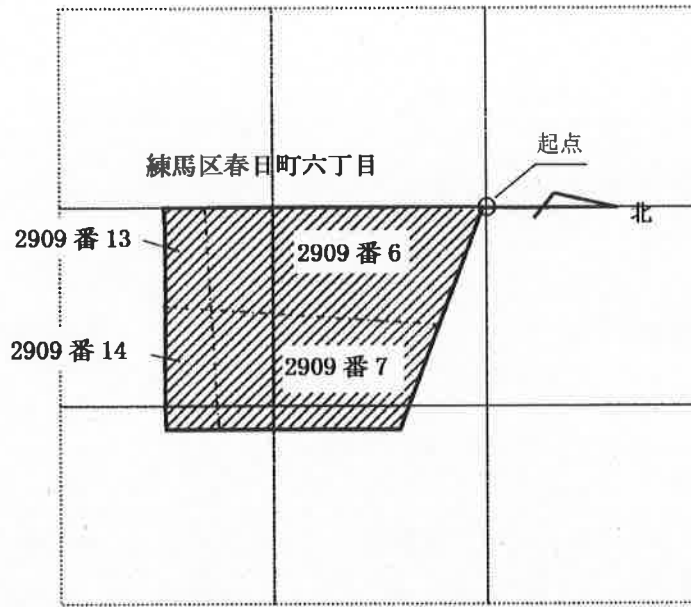
副知事 猪 瀬 直 樹

一 要措置区域 別図のとおり(練馬区春日町六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界線
- 単位区画線
- 要措置区域

【起点】

起点は、練馬区春日町六丁目 2909番 6 の最北端とする。

【格子の回転角度 (0度)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

レストヴィラ南大泉 練馬区南大泉二丁目一番二十八号

レストヴィラ豊玉 練馬区豊玉中二丁目二十七番十号

アリア深沢 世田谷区深沢七丁目九番六号

品川区立八潮南特別養護 品川区八潮五丁目九番二号  
老人ホーム

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。